



09 厚生労働省(構造特区第25次 再検討要請回答).xlsx

Table with 14 columns: Management Code, Prefecture, Request Item, Requested Law, Current Status, Requested Measures, Specific Implementation Reasons, Classification, Request Content, Responses from Prefectures, Reconsideration Request, Applicant's Opinion, Review Item, Review Status, Response from Prefecture, Project Name, Request Number, Applicant Name, Prefecture, and Requesting Agency. Rows include information for various prefectures like Shikoku, Chugoku, Tohoku, Kanto, and Chubu.

09 厚生労働省(構造特区第25次 再検討要請回答).xlsx

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の異動」	「措置の内容の異動」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090110	厚生労働省	臨床研修医定員枠の決定権限の県への移譲	医師法第16条の2 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	臨床研修病院を指定するときは、一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要があります。医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令は、医師法、医道審議会の意見を踏まえ、全国的に一定レベル以上の研修の質を全国的に確保するための規定です。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	臨床研修制度における研修医の募集定員の上限を規定する観点から、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定することも、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	臨床研修制度における研修医の募集定員は、全国的な研修医の適性配置を確保するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定するとともに、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	C	IV	臨床研修制度における研修医の募集定員は、全国的な研修医の適性配置を確保するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定するとともに、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	C	IV	臨床研修制度における研修医の募集定員は、全国的な研修医の適性配置を確保するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定するとともに、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	1 0 1 0 3 0	兵庫県	兵庫県	厚生労働省			
090120	厚生労働省	医師研修資金制度による養成医師の別枠化及び臨床研修医の定員の弾力化と人員配置量の規制緩和	医師法第16条の2 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について	臨床研修制度における研修医の募集定員の上限を規定する観点から、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定することも、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	臨床研修制度における研修医の募集定員は、全国的な研修医の適性配置を確保するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定するとともに、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	臨床研修制度における研修医の募集定員は、全国的な研修医の適性配置を確保するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定するとともに、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	C	IV	臨床研修制度における研修医の募集定員は、全国的な研修医の適性配置を確保するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定するとともに、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	C	IV	臨床研修制度における研修医の募集定員は、全国的な研修医の適性配置を確保するため、人口や医師養成状況等を踏まえ、都道府県別の募集定員の上限を規定するとともに、各病院の募集定員を全額実施や医師派遣実績等を勘案して設定し、地域医師不足の解消につなげる必要が考えられます。	1 0 1 0 4 0	兵庫県	兵庫県	厚生労働省			
090130	厚生労働省	保育所型認定こども園の定期規定の廃止	幼保小等連携に関する法律 保育所型認定こども園の定期規定の廃止	保育所型認定こども園の定期規定については、5歳を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	保育所型認定こども園の定期規定については、5歳を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	保育所型認定こども園の定期規定については、5歳を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	C	I	保育所型認定こども園の定期規定については、5歳を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	C	I	保育所型認定こども園の定期規定については、5歳を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	1 0 8 0 5 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 文部科学省			
090140	厚生労働省	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外膳導入の実施	児童福祉法第44条第2項 児童福祉法第44条第2項に規定する省令	3歳未満児の給食の外膳導入については、特区的に認定を受けた公立の保育所のみ行うことが可能である。	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を求め、公立保育所が給食の外膳導入を認め、私立保育所が給食の外膳導入を認め、公立保育所でも3歳未満児の給食の外膳導入を可能とする。	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を求め、公立保育所が給食の外膳導入を認め、私立保育所が給食の外膳導入を認め、公立保育所でも3歳未満児の給食の外膳導入を可能とする。	C	III	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を求め、公立保育所が給食の外膳導入を認め、私立保育所が給食の外膳導入を認め、公立保育所でも3歳未満児の給食の外膳導入を可能とする。	C	III	公立・私立を問わず保育所の適切な運営を求め、公立保育所が給食の外膳導入を認め、私立保育所が給食の外膳導入を認め、公立保育所でも3歳未満児の給食の外膳導入を可能とする。	1 0 1 0 8 0	兵庫県	兵庫県	厚生労働省			
090150	厚生労働省	救急救命処置の範囲の拡大(超音波装置による画像撮影および伝送)	救急救命法第2条第4号、第44条 救急救命法第2条第4号、第44条に規定する省令	救急救命士が行うべき救急救命処置の範囲を拡大し、超音波装置による画像撮影および伝送を行うこととする。	救急救命士が行うべき救急救命処置の範囲を拡大し、超音波装置による画像撮影および伝送を行うこととする。	救急救命士が行うべき救急救命処置の範囲を拡大し、超音波装置による画像撮影および伝送を行うこととする。	C	IV	救急救命士が行うべき救急救命処置の範囲を拡大し、超音波装置による画像撮影および伝送を行うこととする。	C	IV	救急救命士が行うべき救急救命処置の範囲を拡大し、超音波装置による画像撮影および伝送を行うこととする。	1 0 1 0 9 0 0	インフコ株式会社	東京都	厚生労働省			

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
090160	厚生労働省	東洋医学を利用した施術の保険外併用療養の許可・拡充	健康保険法86条 健康保険法87条 健康保険法88条 健康保険法89条 健康保険法90条 健康保険法91条 健康保険法92条 健康保険法93条 健康保険法94条 健康保険法95条 健康保険法96条 健康保険法97条 健康保険法98条 健康保険法99条 健康保険法100条	将来的な保険収収を目指す高度な医療等については、安全性、有効性等を確認する等の一定のルールにより、保険外併用療養費制度として、保険診療との併用を認めている。	安全性の担保がなされた東洋医学の施術について保険外併用療養を認める。	【実施内容】 主として鍼灸・漢方・アユルヴェーダ(インドの伝統療法)といった東洋医学のカテゴリに分類される医療について、保険外併用療養を認めていくべき。診療の際には安全性を担保するため、各県における患者・療養者の数、過去の事故等の実績等を精査し、既存の病院・医師の確保を得たものについてのみ保険外併用療養の対象とする。また、国内外から当該医療における経験者・有識者の招聘や、漢路市における教育・研修を行う。 現行では一部の漢方が保険診療となっているが、基本的に東洋医学に分類される医療については保険診療との併用は認められていない。このため、保険診療と並行して漢方漢方による診療を行う場合、本来保険診療となる部分についても患者に全額自己負担を強いことになる。 【提案理由】 兵庫県淡路市は市内全域が連続地域として指定されており、高齢化率も30%超と、過疎高齢化の進む地域といえる。このような状況とせず、高齢者にとって過ごしやすいた、国内外からより多くの高齢者が集まるような環境、事業を構築したい。それにより漢路市を「健康長寿世界一の村(街)」として国内外にPRを行っていきたい。健康長寿世界一を目指すための事業として、世界の医療サービスを受けられる場所を作り、または交流人口の増加を目指して世界からのメディカルツーリズムによる観光客誘致を行う。	C	Ⅲ	各府省庁からの検討要請に対する回答		提案主体からの意見	C	Ⅲ	各府省庁からの再検討要請に対する回答		株式会社バノナふるさとインキュベーション	1 0 2 6 0 1 0	兵庫県	厚生労働省	
090170	厚生労働省	海外医師免許保有者等による施術の許可	医師法第2条、第17条 医師法第2条	○医師にならんとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。(医師法第2条)	海外において医師免許や鍼灸に相当する資格を取得した者に、保有資格に対応した施術を認める。	【実施内容】 海外において医師免許、はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許に相当する資格を取得している医師等が、漢路市「健康長寿世界一の村」に滞在し、保有資格に対応した施術を行うことを可能とした。 現行では日本国内において医療をなすには日本国内における医師免許を取得する必要がある。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術を行う者はそれぞれあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない。 【提案理由】 漢路市が「健康長寿世界一の村」となることを目指し、西洋医学に加え東洋医学も複合的に活用した診療(総合診療)を行っていき、質が高く安心な診療としていくためには、より経験のある医師(もしくは施術者)が治療を行う必要がある。海外において医師免許や鍼灸の資格を有する者は日本国内における医師免許を持つ専門家による高い診療を実施することになり、国内の患者の負担軽減、事業として拡大を行っていくことで、結果として本事業におけるスタッフや周辺産業における地元の雇用の創出にも繋がると考える。	C	I	【対応できない理由】 医療の提供や、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術については、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、我が国において適切に医療の提供や施術が行われるよう、必要な専門的知識や能力を確保するための国家試験を実施し、これに合格した者のみに免許を有する資格制度を設けており、特例であっても、外国の資格を我が国のもと同様に取り扱うことはできない。 【検討した代替案の内容】 海外において資格を取得している者であっても、我が国において必要な養成課程を経た上で、国家試験に合格し、医師免許、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得する必要がある。 なお、海外において医師免許を取得した者については、厚生労働大臣が我が国の医学を業として修得した者及び技能を有し、かつ、適当な認定を受けることにより、医師国家試験を受験することができる受験資格認定制度の仕組みが設けられている。				C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		株式会社バノナふるさとインキュベーション	1 0 2 6 0 2 0	兵庫県	厚生労働省
090180	厚生労働省	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後進過程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専門学校若しくは各種学校又は専修学校及び職業訓練所にこれらに準ずる機関において教育を受ける活動を行うものとして「留学」の在留資格が許可される。	職業訓練法人設立の調理師養成施設においても、学校法人等で外国人留学生を受け入れる場合と同等の要件により在留資格「留学」での外国人留学生受入れを可能とする。	日本国内に限らず世界中から日本食を学びたいという学生を受け入れ、日本食の技術・知識を身につけさせ、学生の本国において正しい日本食を普及させることを目的とする。一つには、既存の調理師養成施設において外国人を受け入れている現状や和食が世界遺産に登録されたことから、今後増大すると考える。 しかし、学校法人等が設立する調理師養成施設や職業訓練法人が設立する職業能力開発短期大学校においては、「留学」の在留資格を取得するうえ、受け入れることが可能である一方で、同様の事業を行う職業訓練法人が設立する調理師養成施設では「留学」の在留資格を取得できない。この取扱いは一貫性がなく、また規制をかける合理的理由もないと考えるため、職業訓練法人が設立する調理師養成施設についても許容の施設と同様の取扱を求める。 本提案に係る経緯は、海外から当法人に留学生を受け入れて欲しいとの相談があり、当法人が併設する職業能力開発短期大学校にて在留資格「留学」又は「研修」により外国人を受け入れることも検討したが、当大学校は事業内職業訓練校であり、東京都より当法人の役員企業の役員等が出入りすることは出来ないと指摘があった。また、当大学校は生徒から授業料の徴収を禁止されており、職業訓練法人の役員企業の役員・客員で運営されることから、金銭的負担より、海外企業が役員となることは難しく、また当法人が専任人材を確保出来ないことから、職業訓練法人が設立する調理師養成施設での受け入れを目指し本提案に至った。 なお、法務省に相談を行ったところ、担当レベルではあったが、一法人の要望で法務省が動くことはないとの明確な返答があった。	C	I	「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動は教育機関において行うことが不可欠の前提とされている。 この点、職業訓練法人が行う職業訓練は、「労働者に対し、職業に必要な技能や知識を習得させることにより、労働者の能力を開発し、向上させるための訓練を行う」(厚生労働省職業能力開発局「新訂職業能力開発促進法(労働法)コンメンタール」4-1)とされており、外国人の調理師養成施設において外国人が行う活動は、「教育を受ける活動」ではなく、調理に係る技能等を修得する活動に当たると考えられるので、「研修」に該当することはあり得るが、「留学」の在留資格には該当するとするとは異なり、特例における規制の特例措置として「留学」の在留資格に該当するとすることも困難。 なお、職業能力開発短期大学校は、設備及びカリキュラム編成等において大学と同様と認められるため、大学に準ずる機関であるとして「留学」に該当するが、一方で、単なる職業訓練法人は、これに該当しないものである。 今回の府庁回答では、職業訓練法人が設立した調理師養成施設において外国人が行う活動は、調理に係る技能等を修得する活動であり、「教育を受ける活動」には当たらないと回答されている。 しかし、当法人が設立した調理師養成施設も調理師法施行規則に基づき設立されており、各要件は専ら学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるものではなく、職業訓練に係る法律の適用は一切受けていない。 職業訓練法人が設立したことを理由に、調理師養成施設における外国人の活動が学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるものとする見解は妥当ではないと考える。故に、引き続き提案時と同様の取扱いを求める。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			本提案の提案理由に、職業能力開発短期大学校における留学生の受け入れを検討したが、東京都からの指導により断念したとある。東京都に確認したところ、認定職業訓練の認定要件として、受講生を役員企業の従業員に限定すること及び受講生からの授業料徴収を禁止することについて、東京都独自のルールとして定められているが、あくまで認定職業訓練の要件であり、職業能力開発短期大学校において実施する認定職業訓練以外の訓練については、そうした要件は課されないものである。したがって、貴法人が設立する職業能力開発短期大学校において留学生の受け入れが可能であることから、本提案による措置は不要である。	1 0 3 0 0 1 0	職業訓練法人 兵庫県調理師養成施設協会	東京都	法務省 厚生労働省			
090190	厚生労働省	外国人留学生の就学ビザの滞在期間延長	出入国管理及び難民認定法第19条第2項	資格外活動は、各在留資格に定める本家の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に許可される。	留学が在留資格である者が就学中に就労するときに受ける資格外活動の許可を不要とし、卒業後インターンシップを継続している場合、在留資格が「留学」のままインターンシップと就職活動を行えるようにする。	【実施内容】 ①在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。 ②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままインターンシップと就職活動を実施する。 【提案理由】 兵庫県淡路市若狭地区(グローバルBPOセンター)を設立し、地域の雇用創出を行っていく(調整)だが、グローバルBPOセンターの業務として、海外からの受発注や翻訳業務などを行っていき想定している。またBPOセンター以外にも周辺エリアにおいて「国際村」として、外国人の生活環境・教育環境の整備や外国文化に関する商業施設の設置を計画している。その中で、留学生が就学中にインターンシップとしてBPOセンターおよび国際村の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後も就職活動と平行して継続したインターンシップを、地域・受入企業を限定することで、煩雑な手続きを行っていない形を検討したい。 【規制緩和での効果】 昨今キャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本での企業を営む外国人留学生には、日本人以上に厚い就業体験を積ませる必要がある。学校・企業の協力により、卒業後も長期的にインターンシップ教育を受けられる状態を認めていただき、インターンシップまたはそれに準ずる労働に関する手続きを緩和することによって留学生を受け入れる企業の増加が見込める。それにより留学生が職業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、即戦力として企業に入社できる外国人が増え、ひいては日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。	C	I	入管法第19条第2項の規定により、「留学」の在留資格で、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を得なければならないとしており、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には、刑事罰や違法強制の対象ともなり得るほど重大な扱いとなっている。このように就労活動を認めるが否かは出入国管理制度の根幹に関わることから、許可を不要とすることは困難である。 なお、実質については緩和は必要ないが、実質的に受け入れられるインターンシップ活動であれば、現行でも資格外活動許可は不要である。 また、留学生の卒業後の就職支援として、留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の条件の下(特定活動)への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することが可能となっており、無報酬又は実費だけが支払われるインターンシップであれば特例の制限は設けていないことから、当該在留資格の下でインターンシップを行うことは認められる。				C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		株式会社バノナふるさとインキュベーション	1 0 2 6 0 3 0	兵庫県	法務省 厚生労働省